公園施設等個別施設計画

令和８年３月

横浜市みどり環境局

目次

1　対象施設 1
（１）都市公園数及び面積 1
（２）公園施設等の現状 1
2　計画期間 2
3　公園施設等の状態把握 2
（１）日常点検 2
（２）定期点検 2
（３）精密点検 3
4　公園施設等の点検区分 3
5　対策内容と優先順位の考え方 3
（１）予防保全型管理 4
（２）事後保全型管理 4
（３）事後保全(中間)型管理 4
6　対策費用 4
7　マネジメント３原則に基づく取組の方向性について 4
（１）保全・運営の最適化 4
（２）施設規模の効率化 4
（３）施設財源の創出 5
8　一般建築物、特殊建築物・運動施設等、その他局所管施設における「公共施設の適正化」について 5
（１）一般建築物 5
（２）こどもログハウス 7
（３）公園プール 10
（４）体育館・競技場・スタジアム 12
（５）横浜市立動物園 15
（６）歴史的建造物 18
9　みどり環境局が所管する公園施設以外における「公共施設の適正化」について 20
（１）横浜自然観察の森 20
（２）ふるさと村総合案内所 22
（３）環境科学研究所 24

1　対象施設

本市が保有する都市公園及びその他局管理施設（横浜自然観察の森、横浜ふるさと村等。以下、公園施設等とする。）を対象とします。

（１）都市公園数及び面積

（令和７年３月31日現在の総数2,733公園）

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	その他の公園
2,353公園	199公園	46公園	16公園	6公園	113公園
395.84ha	331.56ha	215.16ha	240.60ha	146.23ha	422.91ha

公開年度別都市公園数は下図のとおりで、昭和40年代後半から多くの都市公園が整備されており、公開から30年以上経過している都市公園が70%以上となっています。

【都市公園整備状況】

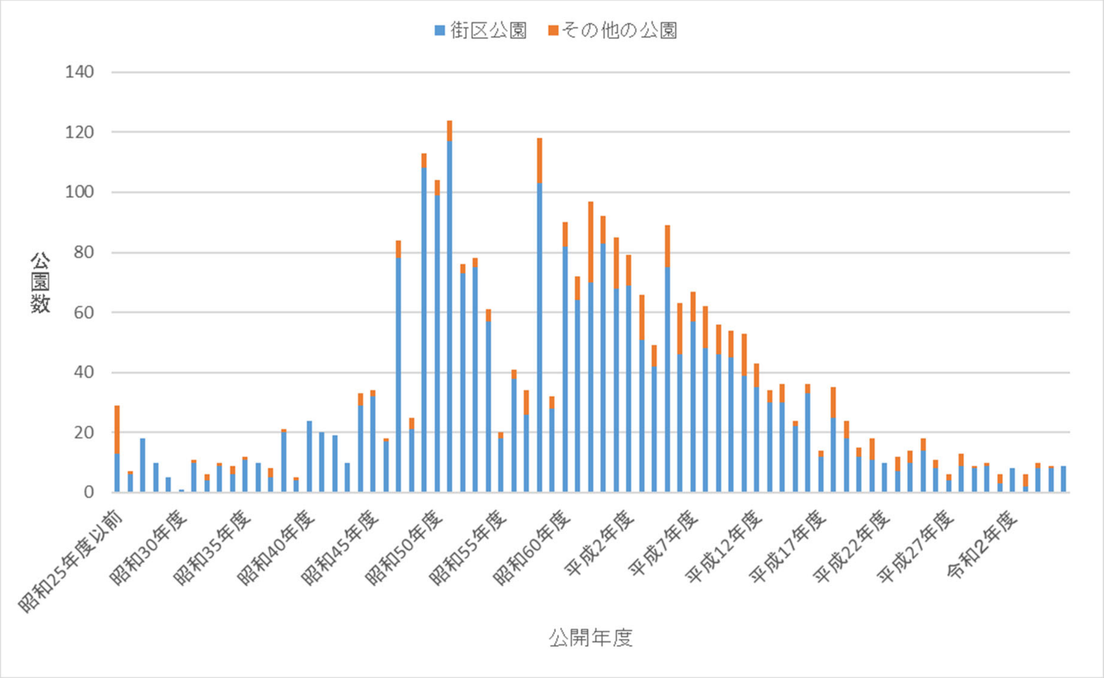

（２）公園施設等の現状

公園施設には、遊具（約10,800基）、ベンチ（約20,400基）、水飲み（約3,000基）、照明灯（約14,700基）等の一般的な公園施設や便所（約500棟）、管理棟等の一般建築物、陸上競技場・球技場、古民家、西洋館、動物園施設等の特殊建築物、橋梁等の大規模な土木構造物等があり、設置数が多く、種類も多岐に渡っているという特徴があります。また、局管理施設には、公園施設以外に、横浜自然観察の森、横浜ふるさと村などがあります。

本市の公園の更新周期は、公開後又は全面更新後30年を目安とし、公園内の施設等の状況や、公園をとりまく周辺状況に応じ、必要に応じて全面更新を行っているほか、安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。特に、遊具については安全上の観点から適宜更新を行っており、設置後15年未満のものが57%、20年未満のものが81%を占めています。

【公園施設の経過年数例・遊具設置後の経過年数】

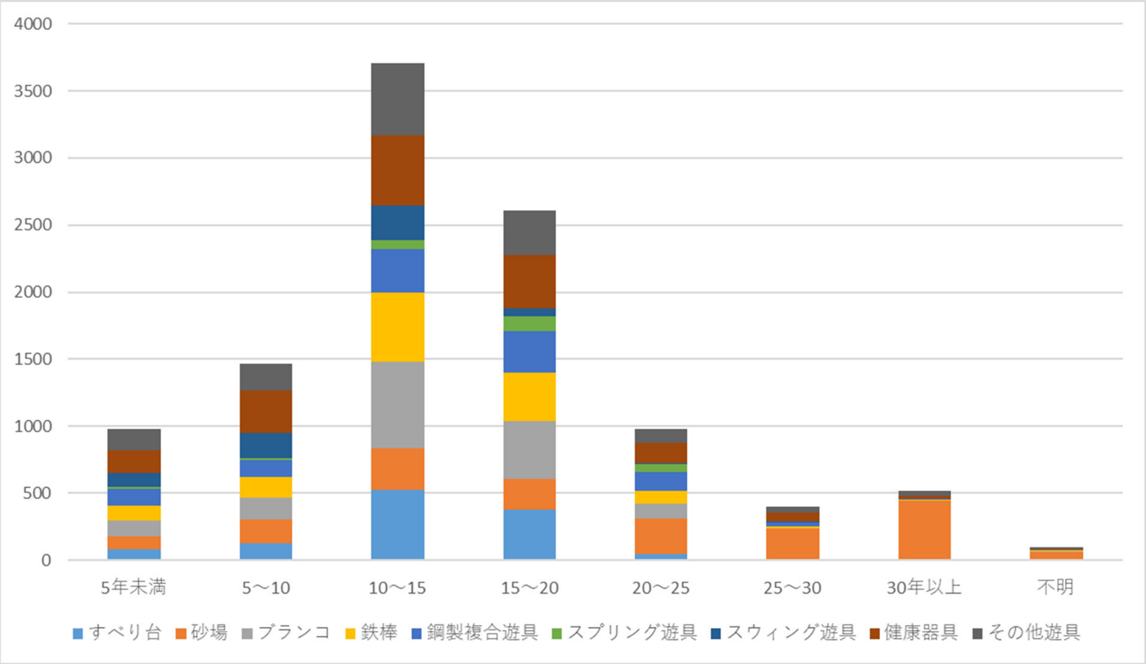

２　計画期間

本計画の計画期間は、令和８年度から令和 17 年度（2026～2035）までの 10 年とします。

３　公園施設等の状態把握

公園施設（特殊建築物、都市公園以外の局管理施設などを除く）の劣化状態等については、公園利用者が安全で安心して利用できる空間を維持することを目的として、「横浜市公園施設点検マニュアル」に基づき、以下のとおり、施設の日常点検・定期点検等により把握しています。

（１）日常点検

日常的に行う巡回時に、主として施設の外観（全体）を目視することにより、異常の有無を確認します。併せて、設置面や植栽なども含めた施設周辺の確認も行います。

（２）定期点検

施設の異常等の有無を調べるために定期的に実施します。

ア　通常点検

年３回を標準として、劣化の進行が比較的早い施設の状況、安全性の欠如や異常の有無、公園周辺への支障の有無等について確認することを目的としています。遊具については、可動部や消耗部材の点検及び交換等を目的として実施します。

イ　詳細点検

通常点検の内容に加え、劣化や腐朽の進行が比較的緩やかな施設・樹木の状況を確認することを目的として実施します。遊具については、基礎部や柱・梁等の主要構造部材及び接合部等、施設の構造上重要や部分の劣化状況や、経年変化による安全規準の適合状況について、確認します。

（３）精密点検

分解作業や測定機器による検査・樹木診断等、より高い精度や専門性の高い診断を目的として実施します。

４　公園施設等の点検区分

施設名	種別（名称）	実施頻度	備考
「横浜市公園施設点検マニュアル」に基づき点検を実施する施設			
全ての公園施設 ただし、建築物は原則として小規模建築物（延床面積 100 ㎡未満）に限る。	日常点検 定期点検 精密点検	マニュアルに基づき実施	点検の結果、必要があると認められる場合には、専門知識をもつ者に委託して詳細な点検を実施
「横浜市公園施設点検マニュアル」以外の法・基準等に基づき点検を実施する施設			
一般建築物（延床面積 100 ㎡以上） ※古民家、西洋館、ログハウス等の特殊建築物を除く ※都市公園以外の局所管施設内建築物含む	施設管理者点検 （簡易点検）	１回／年	点検結果は建築局へ報告（必要に応じて建築局が二次点検）
	劣化調査	１回／６年	施工後 10 年経過したものを対象に実施
	建築基準法 第 12 条に基づく定期点検	建築物 １回／３年	一定の用途を満たすもの（観覧場、立体駐車場、物品販売店等）
		建築設備 １回／年	
特殊建築物 （ログハウス、古民家、西洋館） 特殊運動施設 （日産スタジアム等） 動物園内の建築物（市民利用施設を除く）	保全計画、水準書等に基づく点検	随時	
橋梁、トンネル、カルバート	劣化調査	１回／５年程度	道路施設に準じて実施
電気設備（照明、時計、受変電設備等）	保守点検	１回／年	委託仕様に基づき実施
その他、消防設備や受水槽などの法定点検	法定点検	随時	

５　対策内容と優先順位の考え方

公園施設等を安全安心かつ快適に利用していただくためには、適切に施設を保全することが必要不可欠です。安全安心の確保を最優先に、緊急度が高いものや保全の効果が大きいもの等を優先して対策を実施していきます。

定期的な点検により状態を把握し、損傷が大きくなる前にこまめに補修する「予防保全」による維持管理を行うことで、施設の安全性を確保し長寿命化を図るなどライフサイクルコストの削減を図ります。一方で、施設によっては、ライフサイクルコストの縮減が図れない場合であっても補修を行いながら利用を継続する必要がある為、管理区分を、予防保全型管理、事後保全型管理、これらの中間的な管理を行う事後保全(中間)型管理に区分しています。

（１）予防保全型管理

劣化により安全性が低下し事故のリスクが高まる、または利用が出来なくなることを「未然」に防止する施設や、更新費が高額なため補修により機能を維持し続ける必要がある施設は、点検で劣化状況を把握しながら、消耗部材の交換や塗装等、適切な長寿命化対策を実施し、延命化を図ります。

（２）事後保全型管理

劣化しても機能上大きな問題が無い、もしくは、安全性に大きな問題が無い施設は、点検等により状態を監視します。維持保全（清掃・保守・修繕）で機能を維持できなくなった段階で更新を行います。

（３）事後保全(中間)型管理

劣化により安全性や利用者満足度が低下する施設は、点検等により状態を監視し、劣化や破損が進んだ段階で補修を行い、安全性の確保と利用の継続を図ります。補修で機能を維持できなくなった段階で更新を行います。

いずれの管理区分の場合も、点検等で老朽化状況を常に把握しながら、適宜、補修・更新予定の見直しを行っていきます。

６　対策費用

計画期間内に要する公園施設等の保全・更新費用の推計は約 1372 億円となります。

公園種別ごとにモデルを設定し平均保全費を算出しているほか、特殊建築物・運動施設等、その他の局所管施設については、施設種別ごとに保全計画を策定し、保全・更新費を推計しています。

７　マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

（１）保全・運営の最適化

一定規模の公園や、有料施設等のある公園では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度を導入しています。

定期的な点検により状態を把握し、状態監視保全による維持管理を行うことで、施設の安全性を確保し長寿命化を図るなどライフサイクルコストの削減を図ります。

また、太陽光発電や照明の LED 化によるエネルギー効率化を検討していきます。

（２）施設規模の効率化

ア　将来を見据えた配置の考え方（配置基準）

市の都市公園は横浜市公園条例の「市民一人当たりの公園面積 10 ㎡以上」を目標として、新設整備を現在も進めているところです。そのため今後も新たな公園が整備される予定ですが、老朽化等に伴う施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、将来ニーズも踏まえながら適切な施設配置・規模を随時検討します。

イ　将来を見据えた個々の施設規模の考え方（整備基準）

人口の動態や地域ニーズにより、それぞれの公園に求められる施設の内容が異なるため、それぞれの公園施設に合わせて適切な規模を検討し整備します。

（３）施設財源の創出

更新時など各施設のニーズも踏まえつつ、公民連携の導入等についても検討します。

８　一般建築物、特殊建築物・運動施設等、その他局所管施設における「公共施設の適正化」について

（１）一般建築物

ア　概要

(ｱ)施設の状況

a. 公園管理事務所、管理棟、管理詰所

公園管理事務所　　２棟
管理棟・管理事務所　17 棟
管理詰所その他　　23 棟

	棟数	延べ床面積計(m2)	建築面積計(m2)
合計	42	8742.07	6136.45
1棟当り平均		208.14	146.11
最小建物		2.98	2.98
最大建物		1256.95	793.22

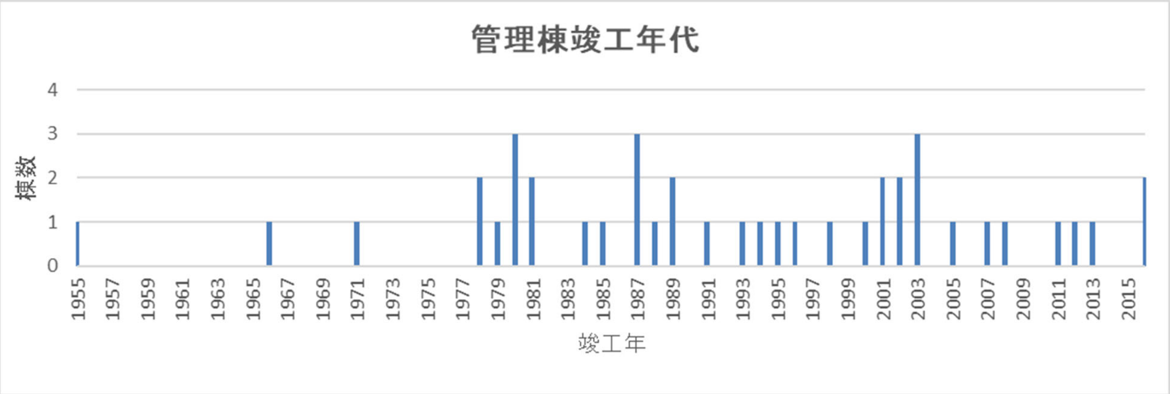

b. 公園トイレ

公園内トイレ棟数　504 棟

	棟数	延べ床面積(m2)
合計	500	8920.12
1棟当り平均面積		17.84
最小建物		1.30
最大建物		218.00

（建築面積等が不明のトイレは除く）

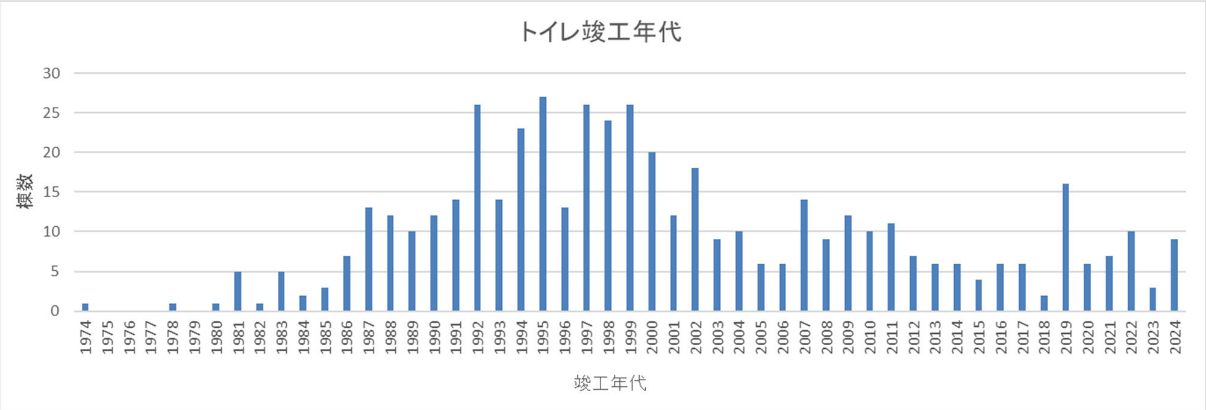

（1994 年以前の建物は 2065 年時点で 70 年経過）

（参考）公園種別別トイレ設置状況

種別	棟数	(参考)公園数
街区公園	166	2353
近隣公園	167	199
地区公園	60	46
総合公園	46	16
運動公園	17	6
広域公園	17	5
風致公園	16	14
動植物園	1	1
都市緑地	3	57
緑道	6	24
歴史公園	3	6
緩衝緑地	2	1
広場公園	0	5
	504	2733

（参考）構造別トイレ棟数

構造	棟数
鉄筋コンクリート造	166
プレキャストコンクリート造	32
鉄骨造	37
木造	21
コンクリートブロック造	2
その他(不明を含む)	246
	504

（参考）これまで解体したトイレの状況

構造	棟数	解体までの平均年数(年)
コンクリートブロック造	2	39
プレキャストコンクリート造	12	35.25
鉄骨造	6	28.33
その他	22	28.23
全体	45	30.76

イ　一般建築物における「公共施設の適正化」について

人口動態やライフスタイル等の変化、脱炭素化等の時代の要請に対応しながら、管理棟・公園トイレが提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

㈠ マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

管理棟等がある有料施設等のある公園では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度を導入しています。

定期的な点検により状態を把握し、状態監視保全による維持管理を行うことで、施設の安全性を確保し長寿命化を図るなどライフサイクルコストの削減を図ります。

太陽光発電や照明の LED 化によるエネルギー効率化を検討していきます。

b. 施設規模の効率化

〇将来を見据えた配置の考え方（配置基準）

管理棟等については、主に有料施設等の施設整備に伴い必要となる建物であり、市の都市公園は横浜市公園条例の「市民一人当たりの公園面積 10 ㎡以上」を目標として、新設整備を現在も進めているところです。老朽化等に伴う施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、将来ニーズも踏まえながら適切な施設配置を随時検討します。

〇将来を見据えた個々の施設規模の考え方（整備基準）

管理棟等の更新時はそれぞれの公園施設の内容により必要な機能があるため、それぞれの公園施設に合わせて適切な規模を検討し整備します。

c. 施設財源の創出

更新時など各施設のニーズも踏まえつつ、公民連携の導入等についても検討します。

（２）こどもログハウス

ア　こどもログハウスの概要

㈠ 沿革

こどもログハウスは、横浜市の総合計画である「よこはま２１世紀プラン（平成元年改定）」の第３次実施計画（平成２年～６年）に、青少年の育成施策として位置づけ、こども達が心のふれあいや創造力、表現力の向上を図り、地域の人々の協力を得て自主事業を行う、青少年育成のボランティア活動の場となるとともに、身近なところで木のぬくもりを感じ自由に集い、遊ぶことのできる屋内施設として、平成２～６年度にかけて都市公園内（近隣公園、地区公園）に、各区１か所、計 18 か所、建設されました。

(ｲ) 施設一覧※

	区	公園	施設名（愛称）	建築面積（㎡）	竣工年度	その他
1	鶴見	白幡公園	ピッコロ	209	1992	
2	神奈川	神大寺中央公園	トムソーヤ	200	1991	
3	西	境之谷公園	ちびっことりで	182	1991	
4	中	柏葉公園	オークロッジ	163	1993	Ｒ５暑さ対策実施
5	南	永田みなみ台公園	わんぱくハウス	200	1991	
6	港南	港南台北公園	どんぐりハウス	180	1993	Ｒ６暑さ対策実施
7	保土ケ谷	川島町公園	アドベンチャーハウス	179	1992	
8	旭	上白根大池公園	おおいけらんど	194	1992	
9	磯子	洋光台駅前公園	おもしろハウス	180	1993	
10	金沢	富岡八幡公園	なかよしカモメ	182	1992	
11	港北	綱島公園	モッキー	188	1992	
12	緑	霧が丘公園	きりっ子ランド	214	1991	
13	青葉	美しが丘公園	ロケットハウス	183	1993	Ｒ４暑さ対策実施
14	都筑	鴨池公園	かもいけランド	193	1994	Ｒ５暑さ対策実施
15	戸塚	踊場公園	ニャンぱく砦	205	1991	
16	栄	桂山公園	ロッキー	225	1991	Ｒ６暑さ対策実施
17	泉	いずみ台公園	げんきっこ	203	1991	
18	瀬谷	瀬谷中央公園	まるたのしろ	180	1993	

※すべて単独棟

(ｳ) 施設の運営と改修・整備

こどもログハウスはすべて指定管理者による運営管理が行われています。

大規模な改修については、平成 17 年（令和５年改定）に策定したこどもログハウス保全計画に基づき横浜市において年間３館ずつ大規模修繕を行っており、施設の長寿命化を図っています。また、令和４年から夏の暑さ対策として断熱材や空調機の設置工事を順次行っている状況です。さらに柏葉公園、港南台北公園のログハウスには脱炭素化の取組として空調機等の工事に合わせ太陽光パネルの設置を行いました。

イ　こどもログハウスにおける「公共施設の適正化」について

人口動態やライフスタイル等の変化、脱炭素化等の時代の要請に対応しながら、こどもログハウスが提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

(ｱ) マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

これまでも個別保全計画に基づき長寿命化工事を行ってきましたが、今後も引き続きさらなる長寿命化を推進し、計画的に工事を進めます。保全計画についても定期的に見直しを行い、各館の施設状況を反映させた内容としていきます。また、夏場の利

用環境を改善し、年間を通じた施設の利用増進を図るため、空調設備の導入や断熱など、施設の暑さ対策を実施します。

また、周辺状況や建物状況等から設置が可能なこどもログハウスでは、太陽光発電設備設置による脱温暖化に取り組むとともに、光熱水費の低減を図ります。

b. 施設規模の効率化

〇将来を見据えた配置の考え方（配置基準）

これまでも個別保全計画に基づき長寿命化工事を行ってきましたが、今後も引き続きさらなる長寿命化を推進し、計画的に工事を進めます。こどもログハウス建設についての方針決定において、日常利用圏の住区基幹公園に１か所設置するとあることから、現在の１区１館を維持することを基本としますが、施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、将来ニーズも踏まえながら適切な施設配置・規模を随時検討します。また、民間施設の賃借など幅広に可能性を検討します。

〇将来を見据えた個々の施設規模の考え方（整備基準）

地域ごとの人口動態・分布、市民ニーズ等の変化や施設の保全更新コストの推移を見通した上で施設規模の効率化を行います。また、現行の基準自体も利用実態を検証し、不断の見直しを行っていきます。

c. 施設財源の創出

財源の創出の可能性については、現在政策経営局やこども青少年局を交えて検討を進めているこどもログハウスの利活用促進の中で可能性を検討することとしていますが、公民連携の導入等による財源確保についても幅広く検討します。

（３） 公園プール

ア　公園プールの概要

(ｱ)沿革

　公園プールは、都市公園法等に基づき、都市公園法の運動施設として公共の福祉の増進を目的として設置していますが、屋外プールについては、埋立てに伴う代替施設としての役割や、人口急増期に不足した学校プールの補完的な役割を持つ施設として、整備されてきました。また、屋内プールについては、市民のスポーツ振興を目的として、市内の運動公園に整備されてきました。

(ｲ)施設一覧

	区	公園名	施設	建設年度	本体更新年度	管理棟等建設年度	その他
1	鶴見	潮田公園	25ｍプール・徒渉池	1958	1984	1985	
2	鶴見	岸谷公園	25ｍプール・徒渉池	1936	1986	1962	
3	鶴見	平安公園	25ｍプール・徒渉池	1957	1971	1972	
4	神奈川	六角橋公園	25ｍプール・徒渉池	1937	1981	1966	
5	神奈川	白幡仲町公園	25ｍプール・徒渉池	1963	1993	1991	可動床
6	西	岡野公園	25ｍプール・徒渉池	1962	1983	1962	
7	中	元町公園	50ｍプール	1930		1969	
8	南	中村公園	25ｍプール・徒渉池	1961	1979	1960	
9	南	弘明寺公園	25ｍプール・徒渉池	1977	1992	1992	図書館屋上
10	南	清水ケ丘公園	25ｍプール・徒渉池２	1990		1987	屋内プール
11	港南	野庭中央公園	25ｍプール・徒渉池	1978		1978	
12	保土ケ谷	川辺公園	25ｍプール・徒渉池	1962	1994	1994	
13	旭	大貫谷公園	25ｍプール・徒渉池	1984		1985	
14	旭	鶴ケ峰本町公園	25ｍプール、徒渉池	1970		1971	
15	磯子	洋光台南公園	25ｍプール・徒渉池	1972		1971	
16	磯子	磯子腰越公園	25ｍプール・徒渉池	1962	1988	1989	
17	磯子	芦名橋公園	徒渉池・円形徒渉池	1961	1990	1990	
18	磯子	森町公園	25ｍプール・徒渉池	1965	1985	1965	
19	金沢	富岡八幡公園	25ｍプール（変形） 徒渉池２	1981		1982	
20	港北	菊名池公園	25ｍプール（変形） 流水プール	1974	1994	1992	
			徒渉池	1994	1994		
21	港北	綱島公園	25ｍプール 徒渉池	1964	1988	1988	
22	港北	新横浜公園		1997		1997	屋内プール
23	青葉	千草台公園	25ｍプール、徒渉池	1968	1982	1968	
24	都筑	山崎公園	25ｍプール・徒渉池２	1990		1991	
25	都筑	茅ケ崎公園	25ｍプール・徒渉池	1994		1995	

26	戸塚	大坂下公園	25mプール・徒渉池	1974		1974	
27	泉	しらゆり公園	25mプール・徒渉池	1974	1982	1975	
28	瀬谷	宮沢町第二公園	25mプール・徒渉池	1979		1981	

(ｳ) 施設の運営と改修・整備

公園プールはすべて指定管理者による運営管理が行われています。公園全体の指定管理の一部にプール業務がある施設、複数のプールをまとめるなどしたプール業務のみの指定管理としている施設があります。

大規模な改修については、平成 15 年に策定し、その後更新している、公園プールの保全計画に基づき、横浜市において改修工事を行っており、施設の長寿命化を図っています。

(ｴ) 「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」について

平成 24 年～25 年に、プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針（平成 27 年 10 月 30 日　横浜市）（以下、「見直しに係る方針」という。）の策定に合わせ、今後の施設の維持、保全等について検討を行いました。それにより、上飯田西公園プールは、老朽化に伴い廃止し、入江町公園プールについては、近隣の子安小学校建て替えに合わせ、学校プールの一般利用の開始にあわせて廃止を行いました。

イ　公園プールにおける「公共施設の適正化」について

今後も、人口動態等の変化に対応しながら、公園プールが提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

(ｱ) マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

長寿命化に向けた修繕や施設の更新については、各施設の建設年度や老朽化の状況を踏まえた保全更新の計画を策定し、これに基づいて計画的かつ効率的に進めます。

b. 施設規模の効率化

〇将来を見据えた配置・整備の考え方

夏の厳しい暑さのなかで、貴重な水遊び場であることから、市民利用のニーズ等を踏まえ、現状を維持することを基本としますが、老朽化等に伴う施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、将来ニーズも踏まえながら適切な施設配置・規模を随時検討します。

公園プールに併設された付帯設備（可動床等）については、老朽化に伴う施設更新の際に、設備の存廃も含めた改修等の検討を行います。

c. 施設財源の創出

各施設のニーズも踏まえつつ、公民連携の導入や、ネーミングライツ等による財源確保についても検討します。更新時など各施設のニーズも踏まえつつ、公民連携の導入等についても検討します。

（４）体育館・競技場・スタジアム

ア　体育館・競技場・スタジアムの概要

(ｱ) 施設一覧

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
1	三ツ沢公園 ニッパツ三ツ沢球技場	7,118.00	11,678.00	1964	複数回	70	59	2034	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		15,454	Jリーグホームスタジアム 第18回オリンピック東京大会サッカー会場(1964)						
		公園種別							
		運動公園							

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
2	三ツ沢公園　陸上競技場	2,789.00	4,642.00	1979		70	44	2049	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		5,413	日本陸上競技連盟第2種公認陸上競技場 第10回神奈川国体メイン会場(1955)						
		公園種別							
		運動公園							

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
3	三ツ沢公園　補助陸上競技場	76.04	76.04	1981		70	42	2051	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		－							
		公園種別							
		運動公園							

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
4	三ツ沢公園　馬術練習場	674.27	667.06	2003		70	20	2073	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		－							
		公園種別							
		運動公園							

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
5	新横浜公園 日産スタジアム	68,318.60	172,759.00	1997		70	26	2067	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		72,327	日本陸上競技連盟第1種公認陸上競技場　Jリーグホームスタジアム　第53回国民体育大会秋季大会メイン会場(1998)　2002 FIFAワールドカップ会場　ラグビーワールドカップ2019会場　東京オリンピックサッカー競技主会場(2020)						
		公園種別							
		運動公園							

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
6	新横浜公園 日産フィールド小机	714.81	744.70	2001		70	22	2071	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		500	日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場						
		公園種別							
		運動公園							

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
7	横浜公園　横浜スタジアム	19,887.94	49,295.04	1978	2019	70	45	2048	管理許可
		スタンド観客席数	特記事項						
		35,250	株式会社横浜スタジアムによる管理運営						
		公園種別	プロ野球横浜DeNAベイスターズホームスタジアム						
		総合公園	東京オリンピック野球・ソフトボール競技主会場(2020)						

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
8	清水ケ丘公園　体育館	2,785.00	2,612.00	1990		70	33	2060	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		－							
		公園種別							
		運動公園							

付番	施設名	建築面積	延床面積	竣工年	大規模修繕年	耐用年数	2024時点経過年数	更新年	管理方式
9	俣野公園横浜薬大スタジアム	2,735.61	4,779.30	2005	0	70	18	2075	指定管理
		スタンド観客席数	特記事項						
		2,933	硬式野球場						
		公園種別							
		総合公園							

施設名	建築面積	延床面積
上記９施設の合計	105,099.27	247,253.14

イ　体育館・競技場・スタジアムにおける「公共施設の適正化」について

人口動態やライフスタイル等の変化、脱炭素化等の時代の要請に対応しながら、体育館・競技場・スタジアムが提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

㋐マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a.保全・運営の最適化

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度を導入しています。

施設ごとに策定している長寿命化計画（施設保全計画）に基づく適切な維持管理と、定期的な点検により状態を把握し、状態監視保全による維持管理を行うことで、施設の安全性を確保し長寿命化を図るなどライフサイクルコストの削減を図ります。

太陽光発電や照明のLED化によるエネルギー効率化を検討していきます。長寿命化に向けた修繕や施設の更新については、各施設の建設年度や老朽化の状況を踏まえた保全更新の計画を策定し、これに基づいて計画的かつ効率的に進めます。

b.施設規模の効率化

〇将来を見据えた個々の配置の考え方（配置基準）

大規模集客スポーツ施設としての球技場・スタジアム、市民利用を主体とする陸上競技場、馬術練習場、体育館については、市内に1箇所の施設であり、それぞれの役割があるため現状を維持します。硬式野球場については、市内における施設の配置状況や市民利用のニーズ等を踏まえて設置しているため、現状を維持することを基本としますが、老朽化等に伴う施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、将来ニーズも踏まえながら適切な施設配置・規模を随時検討します。

〇将来を見据えた個々の施設規模の考え方（整備基準）

更新時においては、関連する競技関係者等との調整を行い、公認基準やホームスタジアム基準を満たしながら、国体等の大規模な競技会の将来予定、将来人口推計など、施設利用者数や稼働率などの将来ニーズを推測し、規模の適正化、機能の見直しを図ります。併せて新たな運営手法についても検討を行います。

c.施設財源の創出

横浜国際総合競技場と小机競技場や三ツ沢公園球技場、保野公園野球場は財源創出の一環としてネーミングライツを導入しています。

今後も引き続き、公民連携による新たな財源の創出やスポーツ競技利用以外の新たな価値創出による収益確保などを検討していきます。

（５）横浜市立動物園

ア　横浜市立動物園の概要

㈠ 沿革

本市の動物園は、昭和26年の野毛山動物園の開園に始まり、金沢動物園、よこはま動物園と順次開園し、横浜市が世界に誇る財産の一つとなっています。平成25年４月からは、３園ともに、博物館法上の指定施設として指定されています。なお、動物園は都市公園内にあり、横浜市動物園条例に基づき設置しています。

㈡ 施設概要

a.横浜市立野毛山動物園・万騎が原ちびっこ動物園

所　在	西区老松町63-10（野毛山公園内）
敷地面積	約3.3ha
公開年月日	昭和26年４月（野毛山遊園地）
特　徴	市街地に隣接して立地しており、多くの市民、とくに子どもが気軽に動物や自然とのふれあいを楽しむことができる動物園。
主要施設	なかよし広場（ふれあいコーナー）、爬虫類館、滝・流れ、市電
《分園：万騎が原ちびっこ動物園》	
所　在	旭区大池町65-1（こども自然公園内）
敷地面積	約2.1ha
公開年月日	昭和54年４月
特　徴	ふれあいコーナーを中心にした気軽に訪れることのできる施設
主要施設	ふれあいコーナー、天然記念物鶏舎

b.横浜市立金沢動物園

所　在	金沢区釜利谷東5-15-1（金沢自然公園内）
敷地面積	約12.8ha
公開年月日	昭和63年４月
特　徴	世界の希少な大型草食動物を中心に、動物地理学的に４大陸に分け、無柵放養式で展示。円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域や、いくつかの市民の森に囲まれており、身近な自然に触れ合える動物園として市域を超えて利用されている。
主要施設	なかよしトンネル、身近ないきもの館

c. 横浜市立よこはま動物園ズーラシア

所　在	旭区上白根町1175-1（横浜動物の森公園内）
敷地面積	約45.3ha（動物園）
公開年月日	平成11年４月
特　徴	「生命の共生・自然との調和」をテーマに、各気候帯別の観覧ゾーンで世界の希少動物を生態展示。全面開園により日本最大級の動物園となる。
主要施設	オージーヒル、アマゾンセンター、ジャングルキャンプ、ころころロッジ、アクアテラスなど

㈢ 管理運営の経過

市立動物園の管理運営は、開園から野毛山動物園と金沢動物園は市直営、よこはま動物園は管理委託としていました。平成15年度に地方自治法の一部改正によ

る指定管理者制度の導入が始まり、平成18年度から、よこはま動物園に指定管理者制度を導入しました。また、外部委員による検討会の提言を受け、３園の管理方法を統合するため、平成20年度以降は野毛山動物園・金沢動物園も指定管理者制度による管理運営となりました。

(ｴ) 横浜市立動物園の果たすべき役割について

生物の生息環境が深刻な状況となっている中、生物多様性を保全し豊かな地球環境を未来へとつなぐために、動物園はこれまで以上に役割を果たしていくことが求められています。

国内の動物園・水族館の多くが加盟する「公益社団法人　日本動物園水族館協会（JAZA）」は、動物園の役割として種の保存、調査研究、教育普及、レクリエーションの４つを掲げています。市立動物園でもこの役割を果たせるように取組を進めています。

イ　横浜市立動物園における「公共施設の適正化」について

人口動態やライフスタイル変化、脱炭素化等の時代の要請にも対応しながら、動物園の果たすべき役割を果たし、市民サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

(ｱ) マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

動物園では指定管理者制度を導入し、施設の適切な維持管理や効率的な運営を行うとともに、計画的に長寿命化工事を行います。

また、国際的なアニマルウェルフェア（動物福祉）（※）の考え方を踏まえ、動物種に応じた適切な飼育スペースを確保する必要があります。さらに、動物本来の多様な行動を引き出す飼育環境を整えることで、動物のストレス軽減や心身の健康維持につなげるとともに、動物本来の行動や仕草を観察できる機会を創出し、来園者に新たな驚きや楽しみを提供していきます。改修や新たな動物種を導入する際には、動物福祉、運営コスト及び市民サービス面など複合的な視点で検討し、保全・運営の最適化に取組んでいきます。

(※)アニマルウェルフェア（動物福祉）とは

「動物にも５つの自由（①飢えと渇きからの自由、②不快からの自由、③痛み、障害、病気からの自由、④正常な行動を表現する自由、⑤恐怖と苦悩からの自由）を与えるべき」という考え方で、動物愛護とは異なり、あくまでも科学的な知見に基づいて動物の心的および身体的な健康状態を判断する考え方です。

b. 施設規模の効率化

○将来を見据えた配置・整備の考え方

利用状況、コスト等を評価した結果を踏まえつつ、建物の老朽化等に伴う更新の際には、園内建物の統廃合や配置変更による効率化を検討します。また、併設された付帯設備については、老朽化に伴う施設更新の際に、設備の必要性も含め

た改修等の検討を行います。これらの取組を通じ、施設規模の適正化を図りながら、動物園の果たすべき役割や提供する市民サービスを持続的に維持・向上させていきます。

c. 施設財源の創出

動物園では指定管理者による寄附の受け入れ、企業協賛及び自主財源の確保に取り組んでいるほか、本市としてもふるさと納税の実施など、様々な財源確保策に取り組んでいます。今後も、新たな財源の確保に向けた取り組みを進めます。

（６） 歴史的建造物

ア 歴史的建造物の概要

⑺ 施設一覧（付属建物を含む）

西洋館 ９棟
近代建築 ２棟
古民家（主屋等） 10 棟
その他 22 棟

	公園名	棟名	竣工年度	棟延床面積	棟建築面積	重要文化財	市指定有形文化財	認定歴史的建造物
1	港の見える丘公園	イギリス館	1937	691	315		●	
2	港の見える丘公園	山手111番館	1979	455	229		●	
3	山手公園	旧山手68番館	1987	202	313			
4	山手公園	横浜山手テニス発祥記念館	1998	155	112			
5	元町公園	ベーリックホール	1990	654	283			●
6	元町公園	エリスマン邸	1990	460	200			●
7	元町公園	山手234番館	1927	436	234			●
8	山手イタリア山庭園	ブラフ18番館	1993	424	306			●
9	山手イタリア山庭園	外交官の家	1997	553	316	●		
10	根岸なつかし公園	旧柳下邸	1926	357	309.9		●	
11	野島公園	伊藤博文別荘	2009	382.22	382.22		●	
12	俣野別邸庭園	本邸	2015	802.96	603.76			●
13	みその公園	主屋	1987	363	214			●
14	みその公園	穀倉	1987	32	32			
15	みその公園	蚕小屋	1987	66	66			
16	みその公園	表門	1987	66	39			●
17	みその公園	文庫蔵	1987	31	16			
18	長屋門公園	古民家	1988	168	192			●
19	長屋門公園	長屋門	1992	180.12	107			●
20	長屋門公園	文庫蔵	1992	39.66	19.83			
21	長屋門公園	納屋	2007	13.96	6.86			
22	舞岡公園	作業棟	1994	119	119			
23	舞岡公園	主屋	1995	163	171			●
24	舞岡公園	水屋	1995	21	41			
25	舞岡公園	納屋	1995	70	55			
26	舞岡公園	水車小屋	1995	17	24			
27	大塚・歳勝土遺跡公園	都筑民家園	1995	287.68	325.5		●	
28	大塚・歳勝土遺跡公園	茶室	2010	45.06	53.4			
29	天王森泉公園	天王森泉館	1996	325	192			
30	せせらぎ公園	古民家	1996	99.82	113.48			●
31	馬場赤門公園	馬場赤門	1998	59.75	96.99			●
32	本郷ふじやま公園	主屋	2002	222	237		●	
33	本郷ふじやま公園	長屋門	2002	50	60		●	
34	本郷ふじやま公園	内蔵	2002	43	29			
35	本郷ふじやま公園	工作棟	2002	60	62			
36	新治里山公園	長屋門	2007	100.87	76.13			●
37	新治里山公園	土蔵	2007	54.61	44.23			
38	新治里山公園	主屋	2007	269.61	203.35			●
39	新治里山公園	納屋	2006	66.16	59.9			
40	新治里山公園	釜屋	2006	39.92	60.9			
41	馬場花木園	旧藤本家住宅主屋	2019	133.97	149.02			●
42	馬場花木園	東屋	2019	21.48	23.29			●
43	金沢八景権現山公園	旧円通寺客殿	2021	127	143			●
				8927.85	6635.76	1	7	17

イ　歴史的建造物における「公共施設の適正化」について

人口動態やライフスタイル等の変化、脱炭素化等の時代の要請に対応しながら、文化財保護法等の関連法令に基づき、適切に維持・管理を行っています。引き続き、歴史的建造物が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

⑺ マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

西洋館、古民家等の歴史的建造物の管理・運営については、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度を導入し、利活用を図っています。施設ごとに策定している長寿命化計画（施設保全計画）に基づく適切な維持管理と、定期的な点検により状態を把握し、状態監視保全による維持管理を行うことで、施設の安全性を確保し長寿命化を図るなどライフサイクルコストの削減を図ります。照明の LED 化によるエネルギー効率化を検討していきます。

b. 施設規模の効率化

〇将来を見据えた配置・整備の考え方

文化財としての建築施設であることから現状を維持することを基本としますが、老朽化等の際には単純更新を前提とせず、各種基準等について不断の見直しを行っていきます。

c. 施設財源の創出

各施設のニーズも踏まえつつ、公民連携の導入や、ネーミングライツ等による財源確保についても検討します。

９　みどり環境局が所管する公園施設以外における「公共施設の適正化」について

（１）横浜自然観察の森

ア　横浜自然観察の森の概要

(ｱ) 沿革

昭和 61 年に、環境庁（当時）の方針により、都市部の居住地周辺における自然保護教育推進の拠点のモデル第１号として整備されました。

身近な自然の喪失が進む大都市やその周辺部において、野鳥や昆虫をはじめ身近な自然と接し、自然観察などを通じた自然保護教育推進の拠点とすることを目的としています。

なお、横浜市の自然観察の森整備後、全国に９か所（計 10 か所）整備されました。

(ｲ) 施設概要

【設置目的】

自然環境の中で植物及び昆虫、野鳥等の小動物と触れ合い、これらの観察を通じて自然保護思想の普及及び向上を図る

（出典：横浜自然観察の森条例　第１条、昭和 60 年 10 月施行）

【所在地など】

住所：〒247-0013　横浜市栄区上郷町 1562-1

開園時間：午前９時～午後４時 30 分

休日：月曜（祝日の場合は翌日）、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

【施設（建築物）】

施設	建築面積（㎡）	竣工年	構造	その他
自然観察センター	448	1986	木造	１階
同上増築	109	2012	木造	1 階
活動拠点（増築）	73	2012	木造	1 階
合計	630			

※開設 26 年目となる平成 24 年 5 月にリニューアルオープン

(ｳ) 施設の運営と改修・整備

自然観察の森は、令和元年から指定管理者により運営管理が行われています。施設の耐久性を高めるための施設改良工事や修繕を実施し、長寿命化を図っています。

イ　横浜自然観察の森における「公共施設の適正化」について

市内（県内）唯一の施設であり、昭和 59 年当時の環境庁主導のモデル事業として、大都市やその周辺部において、野鳥や昆虫をはじめ身近な自然とふれあえる場所を整備し、自然観察等を通じた自然保護教育推進の拠点とすることを目的として整備された、全国に 10 か所しかない施設（昭和 61～平成３年までに開園し、現在もすべて運営されている）の一つです。

⑺ マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

これまでも、施設の耐久性を高めるための施設改良工事や修繕を実施し、長寿命化を図ってきました。今後も、施設の安全性を確保し長寿命化を図るなどライフサイクルコストの削減を図ります。また、施設内の照明のLED化によるエネルギー効率化を進めていきます。

b. 施設規模の効率化

〇将来を見据えた配置・整備の考え方

横浜自然観察の森は、身近な自然の喪失が進む大都市やその周辺部において、野鳥や昆虫をはじめ身近な自然とふれあえる場所を整備し、自然観察などを通じた自然保護教育推進の拠点とすることを目的として、環境省主導のモデル事業として全国で10か所整備されたうちの１つであることから、当面現状を維持することを基本としますが、老朽化等に伴う施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、将来ニーズも踏まえながら適切な施設の機能や配置・規模を随時検討します。

〇将来を見据えた個々の施設規模の考え方（整備基準）

横浜自然観察の森では、「環境教育」・「環境調査」・「環境管理」の３つの事業を柱とし、相互に関連を持たせつつ、身近な自然環境を保全及び自然保護教育となるよう管理運営を行うため、市民の森、ふれあいの樹林と異なり、人と自然の架け橋となる専門知識を有する自然観察員が駐在しています。利用者と自然観察員が快適に自然に触れ合い学ぶ機会を確保するため、自然観察センター内の展示コーナー、観察コーナー、相談コーナー、図書コーナー、研修室等の施設規模に関して、現在の施設規模を維持して運営していくことを基本としますが、老朽化等に伴う施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、諸室の規模等について見直しを行い、市内での緑地の保全の進捗状況や時代の要請、利用ニーズの変化や施設の保全更新コストの推移を見通した上で施設規模の効率化を行います。

c. 施設財源の創出

指定管理での自主事業等による収入増など、財源創出にむけた検討を進めていきます。

（２）ふるさと村総合案内所

ア　ふるさと村総合案内所の概要

㈠ 沿革

横浜市の総合計画であった「よこはま２１世紀プラン」（昭和 56 年策定）において、地域農業の振興とあわせ、山林農地等からなる自然的環境の保全活用により、広く市民、とりわけ学童、青少年が、自然、農業、農村文化に親しみ理解するための場として「横浜ふるさと村」構想が打ち出されました。その後、農業の役割と農村地域の豊かな自然環境を都市住民等に理解、体験してもらう施設として、青葉区寺家町と戸塚区舞岡町にふるさと村の総合案内所が整備されました。

㈡ 施設概要　※すべて単独棟

	区	町名	施設名	建築面積（㎡）	竣工年度
1	青葉	寺家町	四季の家	656	1987
2	戸塚	舞岡町	虹の家	620	1997

㈢ 施設の運営と改修・整備

ふるさと村総合案内所は、地域住民により構成された任意団体による運営管理が行われています。

四季の家については、これまで衛生配管工事や部分的な施設改修工事により長寿命化を図ってきましたが、屋根および変電設備はすでに耐用年数を超えており、今後改修を想定しています。

虹の家についても、四季の家同様、今後施設の改修を想定しています。なお、直近では脱炭素化の取組として、令和４年に LED 化工事、夏の暑さ対策として令和５年に空調機の交換工事を行いました。

イ　ふるさと村総合案内所における「公共施設の適正化」について

人口動態やライフスタイル等の変化、脱炭素化等の時代の要請に対応しながら、ふるさと村総合案内所が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

㈠ マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

日常点検や法定点検・劣化調査といった点検結果をもとに小破修繕を進め、状態監視保全を基本とした予防保全の推進に努めます。また、ふるさと村エリア全体の方向性とあわせて、施設の見直しおよび改修・修繕等を行います。

b. 施設規模の効率化

○将来を見据えた配置・整備の考え方

「横浜ふるさと村設置事業実施要綱」において、ふるさと村として指定した地域において市民利用のための地域環境整備事業を実施することとされていることから、事業拠点として現在の２館を維持することを基本としますが、施設更新にあたっては、単純更新を前提とせず、将来ニーズも踏まえながら適切な施設配

置・規模を随時検討します。また、民間施設の賃借など幅広に可能性を検討します。

〇将来を見据えた個々の施設規模の考え方（整備基準）

更新時においては、施設利用者数や稼働率などの将来ニーズを推測し、規模の適正化、機能の見直しを図ります。地域ごとの人口動態・分布、市民ニーズ等の変化や施設の保全更新コストの推移を見通した上で施設規模の効率化を行います。また、現行の基準自体も利用実態を検証し、不断の見直しを行っていきます。

c. 施設財源の創出

総合案内所における財源創出については、総合案内所を含めたふるさと村全体の地域振興の中で可能性を検討していますが、公民連携の導入やネーミングライツ等による財源確保についても幅広く検討します。

（３）環境科学研究所

ア　環境科学研究所の概要

㋐ 沿革

環境科学研究所は、昭和 51 年に公害研究所として磯子区滝頭に設置されました。昭和、平成、令和と時代が変化する中、市民や社会から求められる役割が、公害対策から身近な自然環境や生活環境の保全、広域的な環境問題に変わり、その間に環境科学研究所に改称、神奈川区恵比須町の民間施設に移転し現在に至ります。

㋑ 施設概要

区	建築面積（㎡）	賃貸借契約期間	施設名
神奈川区	2,039 ㎡ (617 坪)	平成 26 年 11 月 1 日から 令和 16 年 10 月 31 日まで	澁澤 ABC ビル 1 号館５F

㋒ 施設整備の経過

昭和 51 年 公害研究所(現環境科学研究所)竣工
平成 14 年度 耐震診断実施の結果、大規模な補修か建替えが必要との判定
平成 19～20 年度 調査研究・試験検査機関のあり方検討会(外部委員)
平成 24 年度 耐震補強及び設備改修の事前調査
平成 25 年度 既存利活用可能施設の活用可能性等検討
平成 26 年度 移転

イ　環境科学研究所における「公共施設の適正化」について

人口動態やライフスタイル等の変化、脱炭素化等の時代の要請に対応しながら、環境科学研究所が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、公共施設マネジメント３原則を推進し、施設の適正化を図ります。

㋐ マネジメント３原則に基づく取組の方向性について

a. 保全・運営の最適化

人口動態を見据え、施設のダウンサイジングの検討の他、関係部署との連携強化を目的とした施設の共同利用等による財政負担の軽減を図ります

b. 施設規模の効率化

○将来を見据えた配置・整備の考え方

短期的には民間賃借による現状維持を基本としますが、将来ニーズも踏まえながら適切な施設配置・規模を随時検討します。

○将来を見据えた個々の施設規模の考え方（整備基準）

賃借契約の更新等に合わせて、本市が保有する施設の活用なども選択肢に入れ、必要な機能を備えつつ省コストで環境配慮も十分取り入れた施設を実現するため、全体最適の視点で検討を進めます。

c. 施設財源の創出

クラウドファンディング事業や国や民間企業との共同事業（豊かな海づくり、生物調査など）、ふるさと納税（返礼品として冊子やオリジナルグッズなど）、有償イベントの実施やノウハウの有償提供等による財源創出を図ります。

照明や空調等の更新時における導入機器の高効率化や、性能を担保しつつ費用対効果に優れる分析機器へのリプレイスによる経費節減を図ります。